



**「集いの公園」の都市計画公園
区域の変更に係る素案の
閲覧と説明公聴会**

都市計画課 ☎775-7629
FAX775-9906

【素案の閲覧】☎7月15日(金)～29日(金)
8時30分～17時15分(土)(日)を除く
☎都市計画課 ※市ホームページで
も閲覧できます。【説明公聴会】☎
8月6日(土)10時～ ☎三井集会所
(小泉6-97)

**児童扶養手当の申請・
ひとり親家庭等医療費の助成**

子ども支援課 ☎775-6819
FAX774-5342

●児童扶養手当

父または母と生計を別にして
児童を育てている家庭の生活の安定
と自立を助け、児童の福祉の増進を
図るための制度です。 ☎おおむね
次の①～⑦のいずれかに該当し、18
歳の誕生日の属する年度末までの児
童(一定の障害がある児童の場合は
20歳未満)を監督・保護・養育してい
る父または母もしくは養育者(所得制
限など一定の要件あり)①父母が離婚
した②父または母が死亡した③父ま
たは母が重度の障害の状態にある④
父または母に1年以上遺棄されてい

る⑤父または母が裁判所からDV保
護命令を受けた⑥父または母が法令
により1年以上拘禁されている⑦母
が婚姻によらず出産した【支給額】
左表のとおり

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	42,330円	9,990円～42,320円
2人	47,330円	(9,990～42,320円) +5,000円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※4月から支給額が変更になりました。

●ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、
ひとり親家庭などの生活の安定と自
立を支援し、福祉の増進を図るため
の制度です。 ☎次のいずれかに該
当する人(所得制限や年齢要件など
あり)①児童扶養手当受給資格者(前
記、児童扶養手当欄を参照)②①以外
のひとり親家庭の父または母もしく
は養育者と児童【助成額】入院・外
来などの各医療保険制度の自己負担
額と入院時食事療養標準負担額の2
分の1

※児童扶養手当とひとり親家庭等医
療費助成の申請に必要な書類は、申
請者の状況によって異なります。事

前に子ども支援課に問い合わせてく
ださい。

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎775-5123
FAX776-8872

一定の障害がある子どもを育てて
いる人に支給する手当です。 ☎お
おむね次の①～③のいずれかに該当
する20歳未満の子ども(施設入所者・
公的年金受給者を除く)を監護して
いる父母が養育者(所得制限あり)
①身体障害者手帳1～3級・4級の
一部の障害、または重度の内科的疾
患がある②療育手帳の判定がA・A・
Bである③精神障害などで①②と同
程度である【支給月額】重度/5万
1,500円、中度/3万4,300
円 ※(土)(日)は受け付けできません。

**私立幼稚園就園奨励費
補助金**

保育課 ☎775-5044
FAX774-5342

☎上尾市に住民登録があり、私立幼
稚園に通園している次の①か②の幼
児がいる世帯①満3歳児/平成25年
4月2日～平成26年4月1日生まれ
で満3歳に達した後、幼稚園に入園
した幼児②3～5歳児/平成22年4
月2日～平成25年4月1日生まれの

幼児 ※世帯の所得状況・子どもの
人数により補助金額と補助金の交付
可否を決定します。各幼稚園から申
請用紙を配布していますので、まだ
申請用紙が届かない世帯は保育課へ
連絡してください。

**「上尾すずらん保育園」と
「みんなのつよのつよ」
が開園**

保育課 ☎775-5121
FAX774-5342

9月1日(木)に市内54、55園目とな
る保育施設(小規模保育事業所)が開
園します。【保育施設】①上尾すず
らん保育園/☎原市北1-1-5 ☎
6月～2歳児 ☎19人 ②みんな
のつよのつよ/☎中妻4-1-11
☎3月～2歳児 ☎10人【①②
共通】☎8月10日(水)までに保育課へ
※先着順ではありません。入所基準
を基に、入所希望者の家庭状況や保
育を必要とする状況を総合的に判断
して利用調整(選考)します。

夏の交通事故防止運動

交通防犯課 ☎775-5138
FAX775-9927

夏は交通事故が多発する傾向にあ
り、特に子どもや高齢者の自転車事
故の割合が非常に高くなっています。

家庭や地域で注意を呼びかけ、交通ルールと正しいマナーを実践し、事故に遭わないよう、起こさないように十分注意してください。 時7月15日(金)～24日(日) **【運動の重点目標】**
 ①子どもと高齢者の交通事故防止②自転車の安全利用の推進③飲酒運転の根絶 **【市の重点目標】**自転車の交通ルール順守とマナー向上 **【市内交通事故統計4月末】**件数/280件・死者数/1人・負傷者数/334人



後期高齢者医療制度 保険料率の改定

保険年金課 ㊧775-5125
 (高齢者医療) ㊧775-9827

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに決定します。平成28・29年度の埼玉県の新しい保険料率が決まりました(下表参照)。年間保険料額の上限は57万円で変更はありません。平成28年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。保険料は、全ての被保険者にかか

ります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額(賦課のものとなる所得金額×所得割率)」との合計で計算します。均等割額と所得割率は県内均一です。

保険料率の比較

区分	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	42,440円(年間)	42,070円(年間)
所得割率	8.29%	8.34%

後期高齢者医療制度 新保険証を7月下旬に郵送

保険年金課 ㊧775-5125
 (高齢者医療) ㊧775-9827

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(月)に更新になるため、新しい保険証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、毎年8月1日

【表2】後期高齢者医療制度・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1 割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70～74歳の人がいる)	他の世帯員(70～74歳の人)を含めた収入が520万円未満	

【表1】負担割合を判定する課税標準額の基準

区分	医療機関の 窓口負担	市県民税 課税標準額
一般・低所得者	1 割	145万円未満
現役並み所得者	3 割	145万円以上

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民税非課税世帯です。
 ※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

現在の世帯状況と平成27年中の市・県民税課税標準額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ別途通知します。

後期高齢者医療制度 限度額認定証の申請

保険年金課 ㊧775-5125
 (高齢者医療) ㊧775-9827

後期高齢者医療保険加入者で住民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額認定証)が申請できます。医療機関窓口で限度額認定証を提示することで入院した時の支払いが減額されます。※差額室料などの保険診療外は別途負担が必要です。 申身分証明書(顔写真のあるもの)なら1点、ないものなら2点以上を用意して直接、保険年金課へ。 ※事前に電話で発行可能か確認することができます。

■更新手続き

限度額認定証は、毎年8月1日に更新になります。すでに発行され、交付要件を満たす人には新しい限度額認定証を7月下旬に郵送します。 ※同一世帯内に住民税が課税されている人や、未申告の人がいる場合は申請できません。



時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ ※記載のないものは「無料」

街づくり推進会議市民委員を募集

都市計画課 ☎775-7629
☎775-9906

市では、市民、事業者、市の三者協働による街づくりについて、市長への提案や、調査・審議をするための機関として「上尾市街づくり推進会議」を設置しています。この会議は、有識者、公募で選考された市民、市職員などで構成されるもので、今回は市民委員を公募します。【募集人数】3人以内 【任期】委嘱の日(10月予定)から2年間 【応募資格】応募日現在、次の①～④の全てに該当する人①市民、事業者、市の三者協働による街づくりについて理解と関心がある②市内に住所がある20歳以上③国、地方公共団体の議員または常勤の公務員でない④平日に開催される会議に出席できる(年2回程度) 【応募方法】応募用紙(都市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入の上、小論文(あなたの考える魅力ある街上尾とは)(800字以内)を添えて、7月29日(金)まで(必着)に郵送(〒362-0850 本町3-1-1)またはメール(☎5351000@city.ageo.lg.jp)を都市計画課へ ※提出書類は返却し

ません。【選考方法】書類選考の上、結果を9月上旬までに応募者全員に通知 【報酬】市の規定で定める委員報酬額



介護保険65歳以上の皆さんへ

高齢介護課 ☎775-5127
☎776-8872

介護保険料納入通知書を郵送

65歳以上(第1号被保険者)の皆さんへ「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。

介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金)を受給している人は、原則として特別徴収になります。年金天引きの開始時期については下図を参照してください。 ※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課へ相談してください。なお40～64歳の人(第2号被保険者)は加入している健康保険の保険料と一緒に

に納めることになっていきます。詳しくは下表を参照してください。

介護保険料Q&A

Q 保険料は、なぜ納めなければならぬのですか？

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が保険料を納めることになっています。介護保険事業は皆さんが負担する保険料で運営しています。介護が必要となったときに安心して利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用のときに、給付を制限することがありますので注意してください。

Q 年金天引きになっていきますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？

A 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降もしくは10月以降の期間で調整します。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

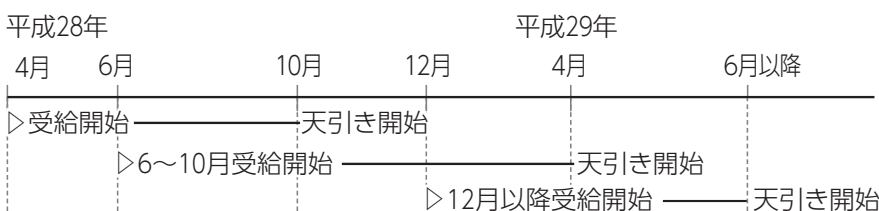
A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

【表】 介護保険料の納付方法

第2号被保険者 (40～64歳)	第1号被保険者 (65歳以上)
健康保険料と一緒に納付	納付書・口座振替・年金天引きによる納付

※第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は加入している健康保険組合へそれぞれ直接、問い合わせてください。

【図】 年金天引き(特別徴収)の開始時期



※年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月から介護保険料が年金から天引きされます。年金の受給開始が6・8・10月の人は平成29年4月から、12月以降の人は平成29年6月以降からそれぞれ天引きされます。受給手続き時期により、上記のとおりにならない場合があります。

市長 キラリ 通心



サボテンの花

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
陽射しの強さに日陰を求める季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

それとは反対に、夏の太陽を待っていたかのようにわが家のサボテンが七つの大きな花を咲かせました。草木とは違い、成長に気が付きにくい鉢植えのサボテンですが、つぼみを付けたかと思ったら見る見るうちに伸びはじめ、真っ白に輝く一日限りの花を見せてくれました。生命の力強さを感じるとともに、その花のまぶしさに仕事に向かう朝の顔がほころびました。

7月は文月とも言いますが、その呼び名は、七夕の短冊が由来であるという説もあるそうです。七夕は各地でさまざまな習わしがありますが、裁縫だけでなく書道や芸事の上達を願う日でもあります。その七夕を前に行われた各地区の公民館祭りでは、市民の皆さんの文化的

な活動の成果がお披露目されました。内容は幅広く、絵画や陶芸からダンスや演奏、ボランティア活動の発表といった多くの分野に及んでいます。皆さんの「成果」は、これまでに重ねた一つ一つの努力や費やした時間が、輝かしく一斉に開花したような力強いものばかりで、とても感動します。

仕事を離れた文化的な活動は、人生に潤いを与えてくれるばかりか、目的や生きがいにもなります。最近の社会はあまりにも忙しいせいか、全体的に余裕を失い、思いやりの気持ちが少なくなっているような気がします。このような時こそ、こうした活動が潤いとなり、心を落ち着かせ、優しさを取り戻すきっかけとなるのではないのでしょうか。どのようなことも、すぐに思うような結果が出るとは限りません。種をまき、水をやり、光を当てて大切に育てるように、継続して努力を続けることが、いつしかきれいな花を咲かせることにつながります。

さて、市内では、皆さんが育てた種が成長し、四季に応じた「はな」が次々に咲きます。今月も一年に一度その時期だけに見られる、夏祭りという「華」や、上尾の夜空を彩る「花火」が見頃です。きれいに咲いた「はな」を皆さんで楽しんで、笑顔の花を増やしていきたいですね。

介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 ☎775-6473
☎776-8872

要介護要支援認定を受けている人へ、8月以降の介護保険負担割合証(うぐいす色)を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合(1割または2割 ※注)が記載されていますので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ず提示してください。 ※注 2割負担となるのは、本人の合計所得金額が160万円以上の人です。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が①単身で280万円未満②65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円未満の場合は1割負担のままです。

介護保険負担限度額認定の申請を

高齢介護課 ☎775-6473
☎776-8872

介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、対象となる人は食費と居住費の負担が軽減されます。現在発行している認定証は、7月31日(日)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する人は、再度申請が必要です。平成27年8月〜平成28年5月に認定を受けている人には、7月上旬に案内通知と申請書を

郵送します。 ①②③の全て

に該当する人①本人と世帯全員が住民税非課税②配偶者が本人と別世帯の場合、配偶者も住民税非課税③預貯金などが単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下 ※この認定は、平成28年度の課税状況などに基づいた審査を行うため、認定されない場合があります。 甲 申請書(高齢介護課にある)に必要事項を記入し、関係書類と一緒に直接、高齢介護課へ ※申請日を含む月の1日から適用となります。

上尾市健康プラザわくわくランドの指定管理者を募集

西貝塚環境センター ☎725-0167
☎781-9166

市健康プラザわくわくランドは平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、現在の指定期間が平成29年3月31日(金)で終了します。平成29年4月1日から平成34年3月31日までの管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。 甲 申請書(西貝塚環境センターにある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、7月25日(月)〜29日(金)に直接、西貝塚環境センターへ ※詳しくは指定管理者募集要項をご覧ください。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 記載のないものは「無料」 定員 持ち物
甲 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問 問い合わせ

上尾市文化センター・上尾 公民館の休館と事務所の移転

市民協働推進課
☎775-45539
☎775-9819

上尾市文化センターは、耐震補強工事などの改修工事のため、平成28年8月1日(月)から平成29年8月31日(木)まで上尾公民館を含む施設全体が休館になる予定です。これに伴い、休館中の事務所は次のとおり移転します。**【文化センター】**イコス上尾内(〒362-0011平塚951-2) ☎774-2951・☎774-2955 **【上尾公民館】**教育センター内(〒362-0037上町2-14-19) ☎775-0185・☎776-7366 ※いずれの連絡先も移転前から変更はありません。

特定健診・後期高齢者健診

保険年金課(特定健診) ☎782-6494
☎775-9827
(後期高齢者健診) ☎775-5125
☎775-9827

平成28年度の特定健診、後期高齢者健診の実施期間は、10月31日(月)までです。期間の終了間際は医療機関の混雑が予想されます。受診がまだ済んでいない人は早めに受診しましょう。受診には受診券が必要です。受診券は再交付できませんので、紛失した人は保険年金課(特定健診/管

理担当、後期高齢者健診/高齢者医療担当)に問い合わせてください。※平成28年度から上尾二ツ宮クリニックと西村ハートクリニックでも受診できます。

特定保健指導の利用

保険年金課 ☎782-6494
☎775-9827

市国民健康保険では、特定健診を受けた結果、特定保健指導の対象となった人に「特定保健指導利用券」を郵送します。特定保健指導では、生活習慣病にかかる危険度に応じて、医師、保健師、管理栄養士などと一緒に関心のある生活を見合った目標を立て、生活習慣の改善に取り組みます。

東日本大震災で他地域に 避難している人への 特定健診・後期高齢者健診

保険年金課(特定健診) ☎782-6494
☎775-5125
(後期高齢者健診) ☎775-9827

宮城県の一部市町村では、東日本大震災により住民票を異動しないで他地域に避難している人も、避難先で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。☎国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者のうち、次の市町村から住民票を異

市民体育館通りの歩道整備工事

道路課 ☎775-9049・☎775-9906

市民体育館通りの電線地中化事業に伴う歩道整備工事を行います。区間は、春日神社前から鴨川までの約420mです。電線地中化事業は、電線や電話線の移設工事や電柱の抜き取りなど、各企業と協同で行う事業です。ご迷惑をお掛けしていますが、今年度は事業完了に向け、歩道の整備を行います。工事期間中は、安全対策など十分に配慮しながら工事を進めていきますので、ご協力をお願いします。【工事期間】8月～平成29年3月まで(予定) 所下図のとおり



動しないで他地域に避難している人
宮城県/仙台市、石巻市、気仙沼市、東松島市、山元町、女川町、南三陸町
【受診期間】平成29年3月31日(金)まで
【検査内容】特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など
※詳細な健診項目は医師が必要と認められた場合に実施します。市町村で独自に追加する検査項目やがん検診などは除きます。①避難元の市町村に連絡をする②避難元の市町村から「受診券」「実施医療機関一覧」「昨年度の健診結果(昨年受けた人だけ)が

国民健康保険加入者の 限度額適用認定証の申請

保険年金課(給付) ☎775-5136
☎775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代・食事代・保険診療外医療などを除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」を提示する

と、医療機関窓口での支払いが限度額までになります。 ④国民健康保険加入者(70歳以上は住民税非課税世帯だけ)で次に該当する人 現在認定証を持っていない人/自己負担限度額は世帯の所得区分に応じて異なります。あらかじめ保険年金課で交付の申請をしてください。所得区分ごとの認定証を交付します。 既に認定証を持っている人/現在発行されている認定証は7月31日(日)で有効期限が切れるため、今後必要ない人は改めて申請が必要です。 ※70歳以上で①負担割合が3割の人②負担割合が1割、2割で、住民税課税世帯の人——は保険証兼高齢受給者証が認定証と同様の効力を持つため、申請は不要です。 ③本人の被保険者証・世帯主と本人のマイナンバー

が分かるもの・来庁者の本人確認書類を用意して、保険年金課へ ④国民健康保険税を滞納していると交付されません。別世帯の人が申請する場合、委任状が必要です。支所・出張所では交付できません。

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

保険年金課 ☎775-5137

FAX 775-9827

経済的な理由などで国民年金保険

料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」、保険料の納付が猶予になる「納付猶予制度」を利用してください。

●保険料免除制度

①次の①～⑥のいずれかに該当する人(学生を除く)①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている

●納付猶予制度

平成28年7月から平成37年6月まで対象が拡大しました。 ④50歳未満で本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または前記の②～⑥に該当する人

●共通事項

【承認の効果】①承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な期間(最低25年)に含まれる②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる③年金額の一部反映される ※保険料の一部が免除された場合、免除後の保険料を納付

しない月は未納期間になります。納付猶予制度は、年金額への反映はありません。 【申請できる期間】申請日の2年1カ月前から平成29年6月分 ※納付猶予制度を申請する30歳以上50歳未満の人は、平成28年7月分から申請できます。 ④年金手帳、印鑑、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合) 【追納】承認期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます。 ※3年度目を経過した期間の追納には加算金が付きます。 ④直接、保険年金課(現年度に限り、各支所・出張所でも申し込み可)へ ※継続審査の対象でない人は、毎年申請が必要です。

市長へのはがき

—あなたの声を市政に—

広報広聴課 ☎775-4918
FAX 776-8873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。

昨年度は、363件の貴重な意見を頂きました。意見の内訳は、教育・文化・スポーツ関係が77件、環境・安全・みどりに関するものが65件、健康・福祉・医療関係が55件、まちづくり・基盤整備関係が44件、行財政・窓口接

遇に関するものが38件、保険・年金・税・証明関係が8件、産業・経済関係が5件、その他が71件でした。

「市長へのはがき」は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、図書館、上尾市民体育館、上尾市文化センター、上尾市コミュニティセンター、イコス上尾などに設置しています。

**ご利用ください
市政相談委員制度**

広報広聴課 ☎775-4918
FAX 776-8873

市政相談委員は、市政に対する苦情を受け、公正・中立的な立場で処理します。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。 ④市政に対する苦情(原因となった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 ④市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、直接または郵送で広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所へ



申立書と専用封筒

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 定定員 持持ち物
④申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ④お問い合わせ ※記載のないものは「無料」

親子防災宿泊体験の参加者を募集

危機管理防災課

☎775-5140・☎775-9927

夏休みのひととき、県の防災学習施設で地震や暴風を体験したり、「尾瀬の郷」片品村で豊かな自然を楽しんだりして、親子の絆を深めませんか。

☎7月28日(木)・29日(金)(泊2日) 所群馬県片品村の旅館 【行き先】埼玉県防災学習センター(鴻巣市)、片品村役場、吹割の滝、丸沼高原など 【交通手段】大型バス ☎市内の小学4年生から中学3年生までの子どもとその親 費親/6千円、子ども/3千円 定親子15組 ※応募者多数の場合は抽選です。 ☎7月13日(水)まで(土(日)を除く)に、直接か電話で危機管理防災課へ



介護予防事業に参加しませんか

高齢介護課

☎775-4190・☎776-8872

市では、下表のとおり介護予防事業を行っています。これは、心や体の機能が低下し、介護が必要な状態にならないよう、体を動かし脳を活性化させ、自立して生き生きと暮らしていくための事業です。☎市内に在住の65歳以上で、要支援・要介護認定を受けてなく、応募用紙の「基本チェックリスト」の必要項目に該当

する人 費元気アップ教室 運動・文化コース/1回150円 ※その他は無料です。☎応募用紙(高齢介護課、各支所・出張所、各地域包括支援センターにある)に必要事項を記入して、直接または郵送で8月12日(金)まで(必着)に高齢介護課へ(応募者多数の場合は抽選) ※機能低下が顕著な人を優先する場合があります。

元気アップ教室 運動コース(10月～平成29年3月)

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員	
運動教室	毎週(火) 10:00～11:30	コナミススポーツクラブ 北上尾	介護予防のための運動 ※主治医から運動を許可されている人が参加できます。	JR高崎線西側に 在住の介護予防 運動が必要な人	15人	
	毎週(水) 13:30～15:00	パストーン浅間台			JR高崎線東側に 在住の介護予防 運動が必要な人	20人
	毎週(木) 10:00～11:30	日々トレはると 上尾小敷谷				15人
	毎週(日) 10:00～11:30	あけぼの				
	毎週(土) 10:00～11:30	介護予防フィットネス あゆみ		上平地区に在住 の介護予防運動 が必要な人		8人
	毎週(土) 15:00～16:30	上尾メディカルクリニック				
	毎週(土) 10:00～11:30	リハビリデイサービス nagomi				
毎週(休) 10:00～11:30	スウィン日の出					

元気アップ教室 文化コース(10月～平成29年3月)

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
健康カラオケ教室	毎週(金) 13:30～15:00	ヨークカルチャーセン ター上尾 (ショーサンプラザ5階)	講師とともに歌を歌う	外出の機会が少 ない人、全般的 な生活機能の低 下やうつに注意 が必要な人	20人
パソコン教室	毎週(水) 12:20～14:20	ハローパソコン教室 (アリオ上尾校)	パソコンで水彩画を描く		10人

栄養講座・歯科講座

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
栄養講座	10:00～11:00 または 14:00～15:00	市内の公民館・集会所	栄養士による栄養改善講座	低栄養状態の改 善が必要な人	なし
歯科講座			歯科医師または歯科衛生士に よる口腔機能向上講座	口腔ケアが必要 な人	

※日程・会場は申し込み後にお知らせします。

看護師による訪問

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
ほのぼの元気事業	おおむね3カ月間で 5回訪問	自宅	看護師による家庭訪問	認知機能の低下やう つに注意が必要な 人	60人

県指定無形
民俗文化財

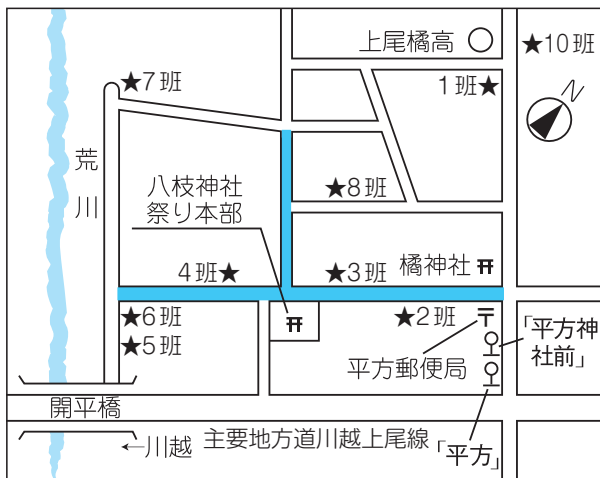
平方のどろいんきょ

生涯学習課 TEL775-9496・FAX776-2250

「平方祇園祭のどろいんきょ行事(平方のどろいんきょ)」は、平方上宿地区で行われる悪疫退散などを祈願する祭りです。白木造りの「隠居神輿」を担ぎ回って民家の庭などで転がし、水をまいて泥だらけになりながら激しくもみ合う勇壮な祭りです。 **時** 7月17日(日)13時～19時40分 **所** 八枝神社(平方)周辺 **【交通】** JR上尾駅西口から、市内循環バス“ぐるっとくん”「平方丸山公園線」「平方小敷谷循環」で「平方神社前」バス停下車、または東武バス「平方方面行」で「平方」バス停下車 ※県立上尾橋高校の駐車場が臨時駐車場になります。



「隠居神輿」をもみ合う若衆たち



交通規制区域(開催時間内) ★印 神酒所
※区域内は歩行者優先です。



武州平方箕輪囃子連のタカウマでの演奏

武州平方箕輪囃子

どろいんきょで演奏している祭りばやしです。神田ばやし系の古っばやしといわれ、古くから継続的に伝承されています。タカウマと呼ばれる木枠で移動しながら演奏するのが特徴です。これらの特徴により、市にとって重要なものとして、市の文化財に指定されています。

ひよっこ踊り

どろいんきょの会場の一つである5班の神酒所では、余興として、垂直に立てた隠居神輿のヤカタの上に置いた板の上で、ひよっこ踊りをを行います。囃子は「ニンバ(ひよっこ)」が演奏されます。



ひよっこ踊り

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

第7次行政改革の取り組みが終了 第8次行政改革を策定し、さらなる行政改革を推進

行政経営課

☎775-3963・☎776-8873

平成23～27年度を計画期間とする「第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画」に基づき、サービスの向上や経費の効率化に向けた行政改革の取り組みを実施しました。さらなる行政改革を推進するため、有識者による検討や市民コメントの意見を反映した、平成28～32年度を計画期間とする「第8次行政改革大綱・実施計画」を策定しました。

●第7次行政改革の効果

市民との協働による市政の推進、効率的で質の高い行政経営など、四つの基本理念を掲げて取り組みを進めました。第7次行政改革の主な取り組み結果は図1のとおりです。

図1 第7次行政改革の主な取り組み項目(平成23～27年度)

行政改革項目	取り組み内容	効果額
国保繰出金	・特定健康診査やジェネリック医薬品の利用推進	19億2,200万円
下水道繰出金	・公共下水道の適正な整備・維持管理 ・下水道使用料の改定	15億6,900万円
税の滞納整理	・口座振替の推進、コンビニ納付、電話催告コールの実施	16億5,200万円
市債管理	・借入利率の入札による決定 ・国の繰り上げ償還制度の活用	7億9,000万円
定員適正化	・定員適正化計画の策定	6億9,300万円
給与制度	・給与や手当の適正化 ・業務の見直しによる時間外勤務手当の縮減	5億6,300万円
ごみの減量	・家庭ごみの地域リサイクル推進 ・事業系ごみの搬入時の検査・指導の強化	2億7,400万円
電算処理	・基幹系システムサーバのデータセンター完全移行 ・ITコーディネーターの活用	2億5,700万円
歳入確保	・ホームページのバナーや広報誌、市内循環バスなどの広告料 ・公共施設自動販売機設置を貸付契約へ移行	1億800万円

●第8次行政改革大綱を策定

国・地方を通じた財政状況は、これまで以上に厳しくなることが予想されます。とりわけ本市は、全国平均を上回る急速な高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少への対応が求められます。加えて、公共施設・インフラの資産更新問題への対応が必要です。

そのため、さらなる行政改革の推進を図るべく、平成28年度からの5年間を計画期間とする第8次上尾市行政改革大綱・実施計画を策定しました。その基本方針は、図2のとおりです。「質の高い行政サービスの提供」と「持続性のある財政基盤の確立」を掲げ、事業主体の多様化、歳出全般の効率化、財源確保の強化という3つのアプローチで行政改革に取り組むものです。第8次行政改革の取り組み項目は図3のとおりです。

図2 第8次行政改革大綱の基本方針

質の高い行政サービスの提供 持続性のある財政基盤の確立

事業主体の多様化

- ◆市民・NPOとの協働
- ◆民間事業者への委託
- ◆他自治体との連携

歳出全般の効率化

- ◆事務事業の統廃合
- ◆事務事業の効率化
- ◆特別会計・関連団体の経営改善

財源確保の強化

- ◆広告掲載の推進
- ◆財産活用と付加価値創造の推進
- ◆受益者負担の適正化

図3 第8次行政改革の取り組み項目(平成28～32年度)

(1) 事業主体の多様化 — ①市民・NPOとの協働	
1	公園管理等の地域協働等の推進
(1) 事業主体の多様化 — ②民間事業者への委託	
2	市立保育所等の委託化
3	ごみ定期収集の委託化
4	丸山公園小動物コーナーの委託化
5	図書館運営の委託化
6	窓口業務・内部管理業務の委託化
(1) 事業主体の多様化 — ③他自治体との連携	
7	上尾市・伊奈町のごみ処理広域化
8	上尾市・伊奈町の消防広域化
(2) 歳出全般の効率化 — ①事務事業の統廃合	
9	補助金等の見直し
10	証明書等のコンビニ交付開始と重複事務の解消
11	老人福祉センターことぶき荘の見直し
12	平方幼稚園の見直し

(2) 歳出全般の効率化 — ②事務事業の効率化	
13	プロジェクトチーム・ワーキンググループ等の見直し
14	ごみの減量・ごみ処理経費削減
15	学校余裕教室等の活用
(2) 歳出全般の効率化 — ③特別会計・関連団体の経営改善	
16	関連団体に対する補助金の見直し
17	国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制
18	公共下水道特別会計繰出金の繰出基準内への抑制
(3) 財源確保の強化 — ①広告掲載の推進	
19	施設・車両を活用した広告掲載
20	市発行物等を活用した広告掲載
(3) 財源確保の強化 — ②財産活用と付加価値創造の推進	
21	財産の活用
22	不要資産の売却
23	新たな行政サービスの取り組み
(3) 財源確保の強化 — ③受益者負担の適正化	
24	手数料・使用料等の見直し
25	公金・税の徴収の徹底

7/13(水) 運行開始 上尾駅・桶川駅～羽田空港線 高速乗合バス

東武バスウエスト(株)大宮営業事務所 ☎665-2681
京浜急行バス(株)京浜島営業所 ☎03-3790-2631

JR上尾駅西口・桶川駅西口～羽田空港間の高速乗合バスを運行開始します。
 7月13日～ 大人/1,670円 小児/840円 ※乗車場所については、右図をご覧ください。所要時間は、約100～130分です。ただし、道路状況により延着する場合がありますので、余裕をもって利用してください。全国交通系ICカード(PASMO・Suicaなど)が利用できます。先着順による座席定員制(満席の場合は乗車不可) ※詳しくは、東武バスホームページ(☎http://www.tobu-bus.com)をご覧ください。電話で問い合わせてください。

●時刻表

上尾駅西口発羽田空港行

運行会社	東武	京急	東武	京急
(発)上尾駅西口	4:30	6:00	16:00	19:00
(発)桶川駅西口	4:45	6:15	16:15	19:15
	↓	↓	↓	↓
(着)羽田空港第2ターミナル	6:10	8:00	17:40	-
(着)羽田空港第1ターミナル	6:15	8:05	17:45	-
(着)羽田空港国際線ターミナル	6:22	8:12	17:52	20:42

羽田空港発上尾駅西口行

運行会社	東武	京急	東武	京急
(発)羽田空港国際線ターミナル	8:30	16:00	20:00	21:55
(発)羽田空港第2ターミナル	8:40	16:10	20:10	22:05
(発)羽田空港第1ターミナル	8:45	16:15	20:15	22:10
	↓	↓	↓	↓
(着)桶川駅西口	10:15	17:40	21:30	23:25
(着)上尾駅西口	10:30	17:55	21:45	23:40



時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ